

座談会

ワークフェアとベーシック・インカム：
福祉国家における新しい対立軸

司 会：武川正吾 東京大学大学院人文社会系研究科助教授

対談者：宮本太郎 北海道大学大学院法学研究科教授

小沢修司 京都府立大学福祉社会学部教授

実 施：平成15年11月21日(金)、於国立社会保障・人口問題研究所 第5会議室

I はじめに―座談会の趣旨

武川 特集「ワークフェアの概念と実践」の一環として、座談会を始めたいと思います。最初に私が、座談会を設けた趣旨説明と問題提起を行い、それからそれぞれの方にお話し頂き、自由に議論する、という形で進めます。

現在の日本の社会保障制度で一番問題になっているのは、公的年金をどうするか、ということだと思います。また、最近ではトーンダウンしていますが、医療も問題になっていますね。しかし私は、ある意味では年金や医療の問題構造は非常に単純だと思っています。そもその原因が、人口の高齢化との関係で、保険料を払う人と給付を受ける人とのバランスが変わってきたところにあるからです。したがって、問題の解決の仕方も極めて単純で、給付水準を維持するならば保険料を引き上げ、保険料を維持するならば給付水準を引き下げればいい。もちろん、合意を形成する上での困難はありますが、問題の構造は非常に透明であるといえます。

ところが現在、社会保障制度をはじめとする社会政策を世界的な規模で考えると、もっと根深いところでさまざまな変化が進んでいます。例えば家族

のあり方の変容があげられますし、人間が働くことの意味を根本から問い直す動きもあります。そうした問い直しが進むとき、従来のような形で働き、社会保障制度に加わることが、果たしてこれから可能なかどうか。

そうした流れの一つとして、就労と福祉との関係をめぐって議論や実践がなされているのが「ワークフェア」です。この概念は、良い意味でも悪い意味でも非常に人気があります。例えば、ポップ・ジェソップ(Bob Jessop)は、20世紀がケインジアン・ウェルフェア・ステイトだとしたら21世紀はシュンペーター・ワークフェア・ステイトである、と言っています。つまり20世紀のケインズ主義的福祉国家からワークフェアを中心とする社会政策へと、世界中が変わってきているのではないか、ということです。

これに対して、新しい社会政策のあり方として、「ベーシック・インカム」がヨーロッパを中心に提起されています。ワークフェアは「働かざる者食うべからず」的な感じで、就労と福祉との結びつきを強めようとする理念であるのに対して、ベーシック・インカムは一見すると正反対で、就労の有無や、さまざまな形態の受給資格の有無を問わずに、つまりその部分に価値判断を入れずに、あらゆる人間に

一定の所得を保証しようという構想です。この考え方は私たち日本人には非常に突飛なもので、そんなことが本当にできるのか、という疑問がある。しかし、ヨーロッパにはこれを支持する一定の勢力があるわけですから、そう単純に夢物語だと断定することもできないわけです。

本誌のこの号はワークフェアの特集ですが、その正反対の極にあるベーシック・インカムとの関係も踏まえつつ、現在の社会福祉・社会政策のあり方を考えたいと思います。まず、ワークフェアとはどのような考え方であり、どのようなタイプがあり、現在どのような政策が取られているのかについて、宮本さんからお話しください。

II ワークフェアとは何か

ワークフェア概念の沿革

宮本 年金や医療の改革論議が行われる一方で、我々は非常に根深い問題に直面している、と武川さんが言われましたが、その意見に賛成です。市民権(シティズンシップ)には権利とともに義務が伴うわけですが、それらを具体的にどう組み合わせるのか、という問題にわれわれは直面しており、年金や医療の問題もそこに帰着します。このような状況を背景に、ワークフェアという言葉が福祉改革の論議の中で飛び交っているわけです。ただし、この言葉は多義的に用いられていますので、概念の沿



宮本太郎

革をたどりながら交通整理を試みたいと思います。

ワークフェアという言葉が日本の福祉改革論議の中で浮上したのは、イギリスのニューレーバーの掲げた“Welfare to Work”(働くための福祉)、あるいはその背後にある「第三の道」理念を一つのきっかけとしていると思います。ワークフェアという言葉が非常に分かりにくくなった一つの背景として、「第三の道」理念が、二つの相当異なる経験を結びつけようとしたことがあげられます。第一に、アメリカのニューデモクラッツによる、福祉改革の理念で、クリントン政権は、“The End of Welfare as We Know it”(私たちが知っているような福祉はここで終わらせよう)という福祉刷新のスローガンを掲げました。第二に、スカンジナビア諸国の福祉理念があげられます。そこで、まずアメリカにおけるワークフェアの展開、次にスカンジナビア諸国、特にスウェーデンでワークフェア的な理念がどのような形で制度化されたかをたどりながら、ワークフェア理念について考えたいと思います。

アメリカにおけるワークフェア

宮本 ワークフェアという言葉は、70年代にニクソン政権の下でAFDC(要保護児童家庭扶助)に就労義務を導入するときに、それを正当化するために、大統領のスピーチライターが造語したと言われます。このように、社会扶助、失業保険等のセーフティネット的なプログラムの受給に当たり、就労を義務づけることがワークフェアの出発点かつ基本であったわけです。ただし、ほとんどの福祉プログラムが福祉と就労を関連づけていますから、ワークフェア概念がどんどん拡大して、混乱が生じる危険があります。したがって、この概念を用いる場合は、この言葉が使われるようになった出発点との距離を確認する必要があると思います。

60年代のアメリカでは、雇用政策なき「福祉爆発」がおり、選別主義的な福祉プログラムが拡大しました。チャールズ・マーレイやローレンス・ミードと

いった共和党系の保守的知識人は、このような「雇用なき福祉」を批判して、武川さんの言い方を借りれば「働かざる者食うべからず」、すなわち就労義務を課すことで福祉依存文化を根本的に是正していくべき、との議論を行いました。したがって、ワークフェア理念のもとで政府が就労支援をすることが否定されるわけではありませんが、給付の前提として、まず就労が要求されたわけです。ワークフェアに関する興味深い国際比較研究の結果が最近出版されましたが(Ivar Lødemal and Heather Trickey (Eds.), *An Offer you Can't Refuse: Workfare in International Perspective*, 2002)、そこでもワークフェア概念は「社会的扶助給付の見返りとして、人々に就労を求めるプログラム、あるいはスキーム」と定義されています。だから、先ほど武川さんが言及されたように、ボブ・ジェソップのような左派の論客たちが「ワークフェアとは福祉の解体である」という観点から批判的な議論を展開するのは分からないでもない。

しかし、アメリカでも特に民主党サイドから、ワークフェアという言葉を少し拡張して使おうとする議論が起きました。真っ向から保守派の議論に対抗すると、「雇用なき福祉」を与える現行制度の擁護にしかならない。したがって就労を前提にするという理念は共有しつつ、就労のためのサポートを充実させる必要があるという議論を展開するわけです。例えば、デービッド・エルウッド(Elwood, D.)は、88年に『支援の貧困』(*Poor Support*)の中で、ワークフェア的な議論を共有しつつ、政府支出を増やしてインテンシブなサービスを展開すべき、と述べています。

ワークファーストモデル vs. サービスインテンシブモデル

宮本 その後のアメリカの福祉改革論議は、これら二つのワークフェアモデルの対抗関係のもとで進んでいます。1988年にレーガン政権の下で制定され

た家族援助法(Family Support Act : FSA)は、両者のいわば妥協でした。各州に1995年までにAFDCの受給者を2割減らすことを義務づける一方で、就労機会および基礎技能プログラム、つまり職業訓練プログラムの導入も併せて要求するという、サービスインテンシブ的な部分も盛り込まれている。

二つの路線が最終的に対決したのが96年の福祉改革で、デービッド・エルウッドをブレンとしたクリントンは、前述の“The End of Welfare as We Know it”というスローガンを掲げて、ニューデモクラツツとして登場したわけです。クリントンのサービスインテンシブモデルは、イギリスのニューレーバーに非常に大きな影響を与えることとなりますが、議会で多数派を握る共和党が掲げるワークファーストモデルに見事に敗北しました。クリントンは福祉改革法案に対して二度拒否権を発動し、その際に「人々を福祉から労働を移行させる手段として、法案にはあまりにも不備がある」と述べましたが、最終的には妥協してAFDCが廃止され、TANF(貧困家庭への一時的扶助)が導入されました。それは2年以内に就労し、受給期間を人生で最長5年間とし、2000年までに週30時間以上労働することを義務づけており、かなりワークファーストモデル的なものでした。

北欧における「ワークフェア」

宮本 一方、北欧の福祉国家が福祉と就労を密接に関連させてきたことが、近年よく知られるようになりました。特に、ノルウェーの92年の社会サービス法、デンマークの92年以降の失業保険改革、スウェーデンの98年以降の失業保険改革は、失業保険の受給に何らかの形で就労義務を課す改革でした。その限りにおいて、こうした改革はアメリカとかなりの程度共通するわけです。例えばスウェーデンに限定して、そこでの就労と福祉のむすびつき方を見ると、三つの重要な点において、アメリカ型のワークフェアとは大きく異なった政策が展開されて

います。

第一に、GDP比で見たときの積極的労働市場政策への支出水準が、アメリカやイギリスに比べて非常に高いわけです。

第二に、中間層の勤労倫理に積極的に対応するため、年金、医療、育児休業中の所得保障の給付水準について、従前所得水準と強く対応させています。アメリカ的なワークフェアは、社会扶助や失業保険といったセーフティネット領域での選別主義的な最低所得保障政策に限定されますが、それにとどまらず、より普遍主義的な政策領域で、ペナルティよりも報償というかたちで就業と関連させることを目的とした福祉プログラムとなっているわけです。

第三に、生涯教育や家事育児支援といった、就労との関連が弱い領域でのサポートも重視されています。その背景には、そのような形で人々をサポートすることが、回り回って就業支援になる、という理念があるからです。

このシステムには、アメリカ的な狭義のワークフェアと重なる領域もある一方で、そこから大きくずれる領域もあるわけですから、システム全体をワークフェアと呼び続けるのは概念の逸脱になり、かなり厳しいと思います。事実、北欧の研究者に「あなたの方の国の福祉システムはワークフェアである」と言うと、十中八九、嫌な顔をされます。逆にいえば、それは、国際的に通用するワークフェア概念が存在することの証しであるわけです。

では、北欧型のシステムを何と呼ぶか、ということですが、エスピン・アンデルセンは、生産と福祉を連関させるという意味で「生産主義」(productivism)という言葉を使っています。またスウェーデンでは、就労と福祉を強く連関させる考え方をアルベーツリーエン *arbetslinjen* (ワークライン)と呼びます。

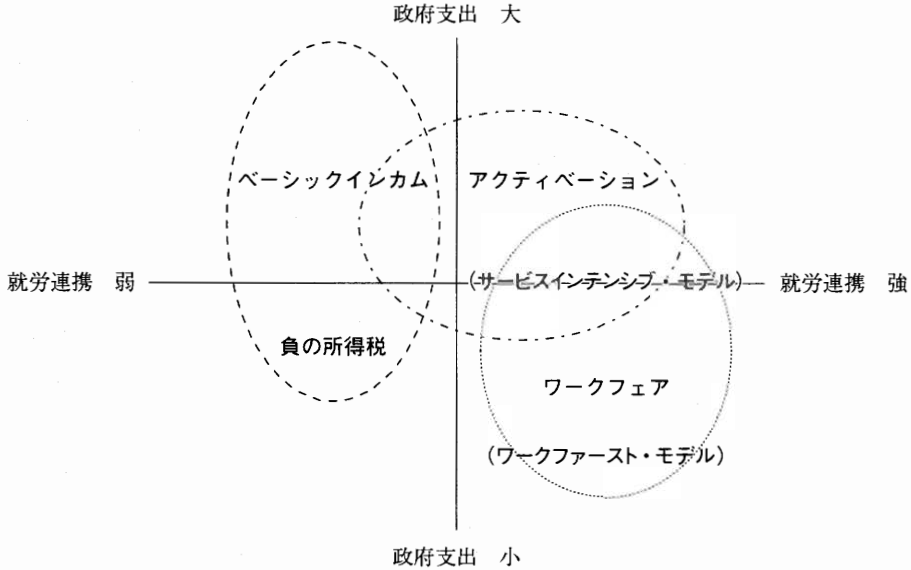
その一方で、デンマークを皮切りに、最近広く用いられるようになった、「アクティベーション」(Activation:活性化)という言葉もあります。例えば、

ASPEN (Active Social Policy European Network)という、政策研究者のネットワークがこの言葉を重視しています。また、先日の国際シンポジウム(「東アジア・ヨーロッパ・アメリカ進歩的研究者フォーラム 2003」)に、デンマークのラスムッセン前首相と、デンマークの社会政策研究者のヨルデン・アンデルセンを招いたのですが、二人ともこの言葉を多用し、強調していました。北欧のシステムは、ワークフェア的な側面を伴うものの、全体としてはそれと区別したほうがよい。アクティベーションと呼ぶのがより適合的であると思います。

「第三の道」、あるいは「働くための福祉」論議が出てきたときに、例えばアンソニー・ギデンズは2000年の「第三の道とその批判」(*The Third Way and its Critics*)で、「第三の道」の源泉が、アメリカのニューデモクラツの福祉改革論—これはワークフェアのサービスインテンシブモデルになるわけですが—のみならず、北欧の福祉政策にもあると強調しています。実際、その二つは図のようなかたちで重なっていますが、重ならない部分も大きく、そもそもそれを「第三の道」という言葉でくくることには無理があります。この「第三の道」論議にあった曖昧さは、日本におけるワークフェア概念が使われるに当たって生じた混乱の一つの源であると思います。さらに、日本ではワークフェア概念を大きく拡張して、コミュニティの社会サービス供給活動と税制の関係や、経済政策が福祉政策に代替した日本型福祉の特徴を表すのに使うケースもあり、なおのことこの言葉の出発点が見えにくくなったといえます。ワークフェア概念の沿革は、とりあえず以上です。

社会的包摂とワークフェア、アクティベーション、ベーシック・インカム

武川 お使いになった図で概念整理をしたいのですが、まず「社会的包摂」という(ソーシャル・インクルージョン)概念はどういう意味ですか。また、ワークフェア、アクティベーション、ベーシック・イン



出所：宮本作成

図 社会的包摂のための諸戦略

カムの三つをどう定義しますか。また、最近、宮本さんはワークフェアとアクティベーションとを区別しておられますが、両者の上位概念はあるのでしょうか。あるならばそれを何と呼ぶのでしょうか。

宮本 上位概念は「社会的包摂」です。これはヨーロッパの社会政策研究者・実務家を中心に使われる福祉改革の理念で、人々の自立を支援する、いわば機会保障型の福祉のことを指します。この場合、人々が社会的に包摂され、あるいは自立する場を、労働市場とする考え方(就労連携強)と、労働市場の外も含める考え方(就労連携弱)とにまず分けられます。これが水平軸です。

さらに垂直軸は、政府が社会的包摂を導く上でどれだけコミットするかです。こうした四象限モデルのなかに、社会的包摂には、アクティベーション、ワークフェア、そしてベーシック・インカムなどの異なった戦略が配置できます。就労に向けてコストをかけるのはアクティベーションですが、ワークフェアも相対的にコストをかけるサービスインテンシブモデルと、就労をまず迫るワークファーストモデルが分かれることとお話しました。

武川 厚生労働省の社会・援護局などの文書のなかで出てくるソーシャル・インクルージョンの概念は、宮本さんがおっしゃったように非常に広い意味では考えられていませんね。揚げ足を取るようで恐縮ですが、「アメリカのワークフェアはソーシャル・インクルージョンである」と言うと、「アクティベーションはワークフェアである」と言ったときに拒否反応が起きると同じような形で、拒否反応があるのではないのでしょうか。

宮本 もちろんそこでそれぞれの論者の好みが出てくるわけですが、レヴィタス(Ruth Levitas)のようにこの言葉をワークファースト的のアプローチを含めて用いる例もあり、とりあえず大きな方向として、「社会的包摂」としておきたいと思います。

III ベーシック・インカムとは何か

ベーシック・インカム構想の概要

武川 それぞれの言葉に込める思いこみ(笑)は置いておいて、ここでベーシック・インカムについて、小沢さんからご紹介いただきたいと思います。日本

でもだいたい知られるようになってきましたが、まだ聞いたことがない、という人も多いですので、まず、一通りの説明をお願いします。

小沢 紹介にもあったように、ベーシック・インカムはまだ非常になじみの少ない概念です。これは、就労と福祉を結びつけるワークフェアとは正反対で、就労と福祉を切り離し、就労の有無を問わずに、すべての個人に対してベーシック・ニーズを充足する所得を無条件に給付する所得保障の構想を意味します。もちろん、結婚の有無も問いません。具体的には、今日の社会保障給付のうち、現金給付部分をすべてベーシック・インカムに切りかえることが構想されています。現行の給付一保険・扶助・手当一との対比で言えば、無拠出でミーンズ・テストなしに支給されることから、社会手当の一種と考えると分かりやすいと思います。

ベーシック・インカムの財源として、一般的には勤労所得への比例課税が考えられています。今日の税制では、生活を維持するための所得を確保・保障するために、個人への所得課税の場面で、配偶者、児童、老人の扶養などそれぞれの世帯事情に応じたさまざまな所得控除が設けられていますが、個々人に所得を保障するベーシック・インカムが導入されるとそれら所得控除が不要になります。また、社会保険の現金給付相当の拠出金も不要になります。つまり、社会保障制度と税制に分かれて実施されてきた福祉的給付を、ベーシック・インカムに統合・一本化しようという構想でもあるわけですね。

全員に対して、事後的ではなく事前に支給するというコンセプトは、荒唐無稽だと受け止められることもありますが、まず全員に所得を保障してしまうという訳ですから制度設計としては非常に分かりやすいシンプルな構想だと思います。この構想は、1980年代以降、急速な展開を見せていますが、資本主義社会の成立期まで系譜をさかのぼることが可能で、これまでいろいろな名前が付けられてきま



小沢修司

した。

戦後福祉国家との関係では、ベヴァリッジ報告への対案ということでジュリエット・リーズ・ウィリアムズ (Juliet Rhys Williams) が「新社会契約」の中でこの考え方を提起したことが今日の展開につながりました。ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ミード (Meade, J.) は生涯にわたって社会配当 (Social Dividend) という名でこの構想を主張し続けました。また、さきほど、アメリカでのワークフェアの議論の紹介がありましたが、1960年代以降になると、アメリカで「貧困との戦争」が展開される同じ時期に、ベーシック・インカムの一種ともいえる「負の所得税」構想をフリードマンが掲げて大きなインパクトを呼びましたし、イギリスではタックスクレジットの議論が展開されたわけです。そのときには「貧困の再発見」、すなわち働く貧困者 (Working Poor) の存在が大きな問題とされ、貧困・失業の罨、福祉給付に伴うスティグマを回避すること、さらには分割された社会保障と税制とをどう統合するのかといったことが大きな課題になりました。

労働・家族・環境

小沢 このようにベーシック・インカムは1960～70年代にも、名前こそ違え、議論されてきたわけです。それが80年代以降、ヨーロッパを皮切りに、新しい展開を見せるようになって今日に至っています。戦後福祉国家が前提としてきた、労働、家族、環境の

3つの前提が揺らいでいることがこの背景にあり、そこから従来とは違う考え方の所得保障構想が急速に注目を浴びるようになってきたといえるかと思えます。

第一に、労働では、グローバル化の進展によって、失業率が上昇し、パート、派遣などの形で雇用形態が多様化するとともに、不安定雇用が増大しました。90年代になると、長期失業の形で労働社会や社会生活への参加から疎外される「社会的排除」の問題が深刻化しました。その中では、ジェソップが言うような従来のケインズ主義的な福祉国家が前提としていた、「完全雇用」政策の下で生活賃金を保障して、その稼得賃金から社会保険へ拠出金を払って加入することによって老齢、失業、疾病、障害といったリスクが発生した際の福祉給付の資格を得るといったような構想がうまく機能しなくなってきている。

第二に、家族の問題があります。戦後の福祉国家は、「完全雇用」を前提に、フルタイムで働く一家の稼ぎ手としての男性労働者と、家事・育児に専念し、扶養される存在としての専業主婦との組み合わせからなる家族を、社会保障や税制の前提としてきました。しかし、労働社会の変容と相まって女性の労働力化が進んでいるにもかかわらず、家庭内での女性のケア負担は依然として軽減されず、男女間の性別役割分業もなかなか解消されません。その中で、未婚率の上昇、単身世帯の増加といった形で家族形態が多様化し、いわば福祉供給の受け皿とされてきた家族の機能が崩れていくことになりました。

第三に、環境の側面があります。地球的規模での富の搾取、人間の生命活動・暮らしの基盤である環境の破壊が進行していることを背景に、今日では環境との調和の取れた持続的な経済発展が求められるようになってきました。しかし、従来の福祉国家が行ってきた、所得の再分配機能に基づく社会改良政策は、経済成長の成果としてのパイを再分配することであるわけですから、まず経済成長ありきという生産至上主義的で環境破壊を促進する危

険性を内包するものでして、新川敏光さんが指摘するように、いわゆる脱生産主義的な福祉国家の改革原理を探求するというところでベーシック・インカムが求められているわけです。

以上が、1980年代以降、ベーシック・インカムが求められるようになってきた背景です。

IV ベーシック・インカムをめぐる問題

政治的合意の獲得

武川 どうもありがとうございました。お二人の話から、ワークフェアとベーシック・インカムは、社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）に対処する試みである点が共通していると受け取れます。また、私もベーシック・インカムのある部分とアクティベーション的な政策とが重なると思っていますが、話をそこへ進める前に、ワークフェアとベーシック・インカムのどこが根本的に異なるのかをまずはっきりさせたいと思います。

宮本 私もベーシック・インカムを頭から否定する立場ではないのですが、今日はアクティベーション主義者として対決することにします（笑）。小沢さんもおっしゃるように、ベーシック・インカムが意外に経済的合理性を持ちうるという点は分かります。ただ、導入する上での政治的な合意はどこまで獲得可能なのでしょうか。

小沢 「多数派の賛同」が得られるかということであれば、誰がベーシック・インカムを支持するのか、誰にとってどのような利益が得られるのかということを考えることが必要です。

まず、労働者でいえば、いくら望んでも安定した雇用が得られず、従前の所得額や労働期間（社会保険の加入期間）の長さによって保険金支給額が左右されることによって安定した生活保障が望めない多くの勤労者にとって、ベーシック・インカムの効果は絶大だと思います。また、生活賃金を得るために働くのではなくもっともっと多様な働き方をしたいと

願っている多くの方をバックアップすることにもなります。さらに、労働時間を短縮しワークシェアリングを進める上で、賃金がかかることを嫌って二の足を踏んでいる労働者にとって、ベーシック・インカム導入による時短ならびにワークシェアリング促進効果は大きいと思います。

ただ、今の労働組合が支持するかというと、もしかしたら厳しいかもしれません。たとえリストラの不安を抱えていたとしても、雇用が安定している人しか、今の労働組合は組織していないわけですから。その点でいえば、福祉国家を巡る対抗関係が資本対賃労働という単純な図式ではなくなってきたのかかもしれませんね。福祉国家の一方での担い手であった組織された正規労働者は、声をあげる者の中では多数者であっても、全体では少数者になってきていると思います。したがって、労働運動が推すから、社会全体、国民全体の政治的合意を体現しているとは言えなくなっているのではないのでしょうか。

武川 伝統的な労働運動は最後まで抵抗するかもしれないけれども、労働組合組織率が低下して、労働組合に属さない人びとが増えてくるとベーシック・インカムの支持者も増えるかもしれませんね。その人なりに生きている人や、女性や、ボランティア・ワークをしている人たちはベーシック・インカムの潜在的な支持者でしょう。

小沢 そうですね。戦後福祉国家下でいわば物言わぬ「少数者」であった人々が、今日、多数者となってベーシック・インカムを支持するという図式が描けるのではないかと考えています。社会階層的に言えば、高齢者、女性、いわゆるフリーターと呼ばれる不安定雇用に従事する若者たち、そして失業者たちですね。福祉の分野などで社会貢献的に仕事をしたいけど賃金があまりにも安すぎてどうしようもないと嘆いている人たちも支持するんじゃないのでしょうか。

それと、経営者にも支持される状況があると思

います。第106回社会政策学会の共通論題でも、野原光さんがアジアの低賃金に押されて海外移転せざるをえない産業を国内に呼び戻すにはベーシック・インカムの制度化が必要ではないか、という趣旨の質問をされていましたし、労働時間の短縮とワークシェアリングの推進にとって労働者側の「抵抗」(低賃金を嫌うという)を除去するだけでなく、社会保険負担に悩む経営者にとってもベーシック・インカムは歓迎され、時短社会の実現と失業の削減、パート労働者の労働条件の改善に貢献するものと思われます。

フリーライダー問題

武川 次に宮本さんの指摘と関連して、二番目の問題を提起したいと思います。19世紀のイギリスや、社会保障制度が整備されようとしていた昭和20年代の日本でも「社会保障は惰民を養成する」といった類の議論がありました。実際は杞憂に終わりましたが、ベーシック・インカムにも同様の懸念があると思います。モラル・ハザードやフリーライダーの問題は回避できるのでしょうか。

小沢 まず最低限の所得保障をすべての個人に行います。そこから先に、一生懸命働くか否かは自由です。しかし、比例課税されるとはいえ、働いた分だけ実入りは増えるわけですから、「働かないと食えないぞ」という懲罰的な形ではありませんが、労働意欲を刺激する仕組みはきちんと内包されているわけです。

武川 働けば働くほど実入りが増えるというインセンティブが働くのは、ベーシック・インカムの給付水準を超える部分についての話ですよね。ベーシック・インカムの水準までは、極端に言えば何もなくても確保されるわけだから、働かなくなる人が増えるのではないかと、多くの人が疑問に感じているわけです。たしか第106回社会政策学会の共通論題でも同じ質問があったと思います。フリーライダー問題に対して「人間とは、怠惰には耐えられない存在である」といったような本質論に陥らずに切

り返すことは可能ですか。

小沢 もちろん、フリーライダー層が生まれてくることは避けられないと思います。ただし、考えていただきたいのは、ワークフェア的な労働の刺激は「働かないと生活はできないぞ」といういわば追いつめられた飢餓的状况下で発揮される後ろ向きの刺激や労働意欲であり、労働の尊厳を損なう議論につながるものであるということですね。

それと、働いている・働いていない、労働と非労働の線をどこで引くのかは、今日非常に難しくなっていると思います。富の生産に関与する場所や時間が工場やオフィス内、いわゆる「9時から5時まで」に限定されなくなっています。その点をネグリとハートは共著『帝国』で指摘し、万人への所得保障の根拠にしています。つまり、富や社会的剰余は、言語的、コミュニケーション的、情動的なネットワークを通じた非物質的労働によって、協同的な相互作用を通して生み出されるわけで、「マルチチュード〈多なる者〉」という概念を彼らは用いますが、あらゆる人たちがあらゆる場や時間で富の生産に関与している以上、万人への所得保障が必要となるという議論を展開しています。この議論は、今後さらに吟味してみたいと思います。

ベーシック・インカムと市民権

宮本 フリーライダーや政治的合意形成の問題とも絡みますが、市民権（シティズンシップ）は、権利に対しては所属するコミュニティに対する何らかの貢献を伴うというレシプロシティ＝相互性の規範や社会契約を含んでいると思います。しかし、ベーシック・インカムは、無条件に給付されるわけですから、そのような貢献を担保する回路を一切持たないわけです。したがって、そこに社会契約は成り立たないのではないのでしょうか。

小沢 労働と所得とを切り離すことが、ベーシック・インカムの本質的な特徴だとされており、そこから相互性や社会契約が問題になるわけですが、私

は労働と所得とを全面的に切り離すことは考えられていないと思います。財源を勤労所得に求める以上、富の源泉である労働と所得との関係を総体としては保ちます。しかし、労働の成果は能力によって変わるわけですから、所得の分配基準を個人レベルでは一致させない、というのがベーシック・インカムの考え方の基本的な特徴だと思います。つまり、労働と所得の直接的な関係を断ち切る一方で、総体としての関係は保っている。このことによって、財源を勤労所得に求めつつ、個人については均一的に平等に配分することが可能になるわけですし、マクロなレベルではコミュニティに対する貢献、ひいては社会契約も成立していると言えます。

労働と所得の結びつきを切り離す、あるいは解体するとき、第106回社会政策学会の共通論題の報告で筑波大学の田中洋子さんがおっしゃったように、「生業」、すなわち生きていくために収入を得るための仕事の位置づけが問題になってくる。現在、コミュニティへの貢献の内容として賃労働がすべてであるとする生業絶対主義から脱却しようとする状況に進んできています。その一つの背景として、労働社会や労働の中身自体が変容しているとの指摘がよくなされます。従来の働き方だと、例えば工場内で8時間働いたら8時間分の給料を受けるという形で、労働と所得の対応関係が非常に見やすかったわけです。しかし、今も言いましたように、生産力が高度に発展し、情報社会化するにつれ、「脱中心化」あるいは「柔軟化」と言えばいいのでしょうか、空間的・時間的に多様な働き方が可能になるとともに、労働と非労働とを線引きすることが困難になってきたわけです。ですから、労働と所得を切り離すことで、個人々の労働への直接的な対価としての所得によって生活を維持するという制度を問い直しているわけです。

もちろん、労働と所得の総体としての関係性まで切り離そうとする人もいるかもしれませんが、私は

そのような考え方は取りません。『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新天地』の中でも書いたのですが、アンドレ・ゴルツは、個人が社会から受け取るもの(所有権)と社会に与えるもの(労働権)との一体性を確保しなければならない、としています。なぜなら、単に与えられ続けているだけでは社会の中での自分の存在が認められないからです。ただし、労働と所有との関係を、極めて緩やかなものにしていくわけですけれども。

この点で、ゴルツは、スウェーデンのレーンによる「自由選択社会」論を参考にしながら次のような議論を展開しています。フルタイム労働の基準を年平均1,000時間に短縮し、生涯の労働適齢期が20年から30年間とすると、生涯にわたる2万時間から3万時間の労働時間の中でいつ働き、いつ休むのかを、労働者が自由に選択できるようにする。長い人生の間には、働くときも休むときもいろんな活動をするときもありますが、生活のために所得は必要なわけですから、どのような状況にあらうとそれを保障する。しかし、総体としての労働と所有の一体性というものは保つ。ここが市民権の問題に対するポイントだと思います。

宮本 ベーシック・インカムの本旨は、コミュニティへの貢献を測定する上での物差しを、生業あるいは有償労働からアンペイドワークへと比重を移すところにある、ということでしょうか。もしそうだとすれば、アトキンソンのいう「参加所得」こそがベーシック・インカムの本流であって、無条件に給付されるベーシック・インカムはむしろ傍流である、と理解してよろしいでしょうか。

小沢 いや、そうではないと思います。ただし、ベーシック・インカム論者の中にも、労働と所得を切り離すことに関して、フリーライダーを増やすのではないかと、いう懸念を抱いているものがある。だからこそアトキンソンの「参加所得」などの形で、さまざまな提案が行われているわけです。

宮本 つまり、参加所得は制度としてアンペイド

ワークと給付をリンクさせるわけですよ。ここでは、アンペイドワークをどうやって計るのか、計ることが良いのかどうかという問題があると思います。それは逆に有意義な社会活動を行政が線引きをするようなことにつながりはしませんか。

小沢 生業絶対主義的な労働社会からの脱却は必要ではあるけれども、あらゆる労働からも切り離すとフリーライダーを増やす、言い換えれば、社会あるいは行政がいわば社会的被排除者を作り出すことになるのではないかと、いう懸念が表明されています。アトキンソンのいう参加所得、ベックのいう市民労働モデルに対する市民手当、リフキンのいう地域コミュニティ活動に対する社会賃金、の内容は一緒だと思いますが、賃労働＝生業以外の労働にかかわり、社会参加を行う者には所得保障をすることで、アンペイドワークと給付をリンクさせようというわけですね。

ただ、おっしゃるように、アンペイドワークと給付をリンクさせようとする、新たに「ワークテスト」を導入することが必要になるわけです。市民労働や社会貢献活動への従事の有無を認定する機関が地域に必要となり、そのために費用や能力を割くことになるだけでなく、参加をしているか否かについて、特定の基準によって線引きせざるを得なくなります。アトキンソンは、それは仕方がないことであると言っていますが、それはミーンズ・テストではないですが、資力に代わって労働内容をテストするという「ワークテスト」を導入することを意味するわけですから、話が違うだろう、と思うわけですね。労働と同様に、社会貢献活動も、どこまでが認定された活動で、どこからが勝手な活動なのか、線引きするのは困難であるにもかかわらず、なぜあえてそれをしなければならないのでしょうか。

ですから、無条件に給付されるベーシック・インカムは、人間の行動をアンペイドワークや社会貢献に志向させようとしているものではありません。社会的に強制して志向させるのは邪道である、という主

張がその背景にあると私は思います。完全なベーシック・インカムが保障されると、各個人は仕事、社会貢献などの多様な生き方を選択することができるようになるため、あえて志向させなくても、社会貢献の方へと向かっていこう、という考え方なのです。

武川 労働と所得はマクロの部分では関係しているけども、ミクロのレベルでは全く切り離しましょうということですね。

小沢 直接的に制度が人間の生き方を左右する、方向付けることはやめましょうというのが基本的な考え方です。

武川 語弊があるかもしれませんが、ごろ寝していてもベーシック・インカムを渡しましょうという形です。これを正当化することは難しいと思うのですが、いかがですか。

さっき小沢さんから、ベーシック・インカムは、就労と所得との関係を単純に切り離しているのではなくて、全体のところでは両者の関係を保っているという話がありました。それとの関連で言えば、ワークフェアの方が両者の関係が密接でしょう。ワークフェアは、ワークが生業であるかどうかは別にして、コミュニティに対してどのような貢献をしているかといった点を強調します。この点では、ベーシック・インカムとワークフェアは根本的に異なるでしょう。

宮本 貢献と給付の関係、レシプロシティについての考え方の違いですね。アクティベーションもワークフェアも、ミクロのレベルでの両者の対応関係をはっきりさせているわけです。ただし、セーフティネットの領域で対応関係を制度的にはっきりさせるワークフェアに比べると、アクティベーションにおける対応関係はかなり緩やかです。例えば、労働市場の外にいることを保障するさまざまなプログラムがどうして正当化されているのかというと、小沢さんもおっしゃったことと関連するのですが、そこで潜在的な能力を養うことが、長いタイムスパンで見

るならばコミュニティへの貢献になっているという理解があるからです。したがって、少なくともアクティベーションに関して言えば、ミクロのレベルで1対1の関係が貫徹されているわけではありません。

武川 そうは言っても、長期的に見ればそのコミュニティへの貢献、ひいては社会契約が明確になるわけですね。それに対してベーシック・インカムの方は、ワークテストのような価値判断に関わる問題がからんでくるので、そもそもそのようなことをやめよう、ということですね。

宮本 参加所得以外のベーシック・インカムはそれを問わないわけですね。アクティベーションの場合、制度のレベルでは貢献が明示的でなくても、社会的なレベルではレシプロカルであることが要求されるわけです。

公的社会保障の空洞化

宮本 スウェーデン労組連合(LO)で長い間社会政策を担当していたインゲマル・リンドベリ(Ingemar Lindberg)という人がいます。この人はベーシック・インカムに相当思いをはせていて、スウェーデンは、アクティベーション的、あるいはワークフェア的システムと、ベーシック・インカムとの岐路に立っているという認識を示した上で、アクティベーションないしはワークフェアの道を選択しています。

なぜなら、ベヴァリッジ型のフラットレートの年金モデルが経た歴史の経験に学んでいるからなんですね。つまり、基本的な福祉システムを構築しても、給付水準が低すぎるため選択除外制などの形で民間の制度に流出するケースが増加して、結果的にベヴァリッジシステムは非常にマージナルになってしまったわけです。スウェーデンでは、その二の轍を踏まないために、50年代に付加年金や所得比例年金を構築し、99年の年金改革でもそれを守りました。

ですから、スウェーデン福祉国家推進派たちは普遍的な最低限保障の仕組みを作ることに躊躇す

るわけですが、こうした懸念にどう応じられますか。
小沢 ベーシック・インカムは最低限の生活保障を
まずは行うわけですから、特に所得再分配的な機
能を考慮する必要はないのではないのでしょうか。

武川 それには政治的な合意がかかわってくると
思いますね。たとえ理念はそうであっても、実際には
ベーシック・インカムだけで最低限の生活を維持
できるような水準に給付が設定される可能性は低
いわけです。イギリスでフラットレートのシステムが
失敗した理由もそこにあるわけでしょう。フラット
レートではナショナルミニマムを維持できないため
に、イギリスでも所得比例を導入したわけです。こ
れは歴史的教訓です。イギリスの場合は、保険/
扶助モデルのためにこうしたことが起こったので
すが、財政的な理由から同様なことが生じるかも
しれません。

宮本 そのとき、現行所得保障のために民間の保
険が入ってくると、二重化が進むというのがこれ
までの歴史だと思います。

V ワークフェアをめぐる問題

ジェンダーと環境

武川 ワークフェアとベーシック・インカムは、ソ
シヤル・エクスクルージョンへの対応という点で共
通である、という話がありました。小沢さんの話で
は、ベーシック・インカムは1980年代に労働、家
族、環境の問題をかなり引き受けて答えを与えた
わけですが、ワークフェアの方はどうですか。

宮本 要するにジェンダー、環境との関係です
ね。伝統的な「大きな福祉—小さな福祉」という
対立軸に、近年、「生産主義—反生産主義」という
軸が加わったわけですが、ワークフェアやアク
ティベーションが生産主義の側に近いのは事実だ
と思います。

ただ、ジェンダーについて言えば、「ジェン
ダー平等」が何を意味するかについて、議論が
分かれています。ナンシー・フレイザー的に言
うと、ジェン

ダー平等の基準としては、「両性稼得者モデル」と
「ケア労働の平等モデル」とがある。ワークフェア
はどちらかというと前者を志向し、ベーシック・
インカムは後者を志向するということだと思います。
アクティベーションについて言えば、ワークフェア
に比べれば就業と離れたところでの支援に足を
踏み込んでいますから、ケアパリティも一定部
分確保していると言えるわけです。

また、ヨーロッパではベーシック・インカム
は各国の緑の党に支持されています。その背景
には、生産主義、労働倫理を維持することが環
境破壊とつながるという判断があります。しか
し、先ほど議論した、コミュニティに対する貢
献をはっきりさせることとの関連で言えば、そ
のこと自体は、環境破壊と直接的な因果関係
があるわけではないと思います。

小沢 アクティベーションの場合、さきほどの
ジェンダー平等の基準で言えば、中立というこ
とになるのでしょうか。

宮本 どちらかと言うと両性稼得者モデル
に近いと思います。

脱商品化概念との関係

小沢 ところで、ワークフェアと「脱商品化」
概念との関係について再検討する動きがある
わけですが、それについてはどうでしょうか。

武川 20世紀型の福祉国家は、労働力を商
品化しながらも、社会保障制度によって部分
的に脱商品化してきました。近年、ワーク
フェアが強調されていますが、これは救貧法
的な、「ディザービング・プア」と「アン
ディザービング・プア」の区分を蒸し返して
、再商品化を志向しているだけではないのか
。アクティベーションについて考えるとよく分
からなくなりますが、就労、特に生業と給
付を関連づけるのは、再商品化という志向
性を持っているのではないのか、という疑
問があります。

宮本 その点については、ワークフェアない
しアクティベーション志向の強いグラハム・
ルームとエス

ピン・アンデルセンとの間で行われた論争が示唆的だと思います。ルームは、エスピン・アンデルセンの脱商品化概念が、労働市場への参加を支援したり、それを通して自己実現するという今日的な課題に背いているとして、彼を批判しています。エスピン・アンデルセンが脱商品化＝労働市場から離脱する自由の大きさを福祉国家の成熟度の物差しにするのは、社会的包摂を目指す、現代の福祉改革の課題を十分受け止めていないことになるわけです。

それに対して、エスピン・アンデルセンは、脱商品化概念には、社会的包摂に向けた政策支援を十分にとらえられないという弱みがあることを認めます。しかし彼は、脱商品化＝労働市場から自立する自由が確保されなければ、有意義かつ自由な判断のもとで、労働市場に参加することはできない、とも言っています。このエスピン・アンデルセンの議論によれば、脱商品化とアクティベーションとは矛盾するものではなくて、相乗的に発展するものである。つまり、アクティベーション、あるいはサービスインテンシブモデルのワークフェアは、ある程度までは脱商品化が前提になっていると思います。したがって、脱商品化なきアクティベーションは再商品化(recommodification)ということになります。

武川 ただ、実際に政策に移されたときには、「脱商品化がアクティベーションの前提である」という前提が省略されて、新保守主義的な「脱商品化なき再商品化」になりかねないのではないのでしょうか。

宮本 境界線が非常に流動的なのは認めます。例えば公的扶助や失業保険の給付の見返りに、就労を求める場合、再商品化と言わざるを得ないと思います。しかし、アクティベーション政策は、より自発的に意欲を持って労働市場に参加するのを可能にするために支援することを意味します。一部の政策領域での相互関係だけに目を奪われて「再商品化」とするのではなく、少し視野を広げて、そこにいる人がどのようなチャンスを与えられているか

を、トータルな政策システムの中で見ていく必要があると思うのですが。

武川 スウェーデンのように貧困や不平等が少ないところはいいかもしれませんが、アメリカやイギリスみたいなどころだと、公的扶助とワークフェアの結びつきが強くなり、労働者の能力開発を行うということ以上に、低所得者や貧困者をいかに再商品化するか、といった話の方が強くなってしまいますね。

宮本 そうですね。個別の制度が置かれたマクロなシステムに規定される部分は非常に強いわけです。繰り返しになりますが、不利な就労を回避するために、就労支援プログラムを積極的に受けることもできるわけですから、政策システムをトータルに見ていくと、再商品化にはならない場合も多いと思います。

ワークフェアとベーシック・インカムの収斂

宮本 先ほど、武川さんからもお話があり、また小沢さんから「参加所得」をご紹介頂きました。この点に関連して注目しておきたいのは、ワークフェア(あるいはアクティベーション)とベーシック・インカムを収斂あるいは統合させていく構想もあることです。詳しくは、本誌の特集に私が寄稿した論文を参照願うとして、最小限触れておけば、第一に、例えばこの統合化を最も熱心に追求しているスチュアート・ホワイト(Stuart White)が注目しているのは「ベーシック・キャピタル」という考え方です。これは、すべての市民が成人に達した際に、コミュニティにおける生産に参加する準備に用いるために、無条件で特に人的資本形成のための資本(キャピタル)を一括して受給するものです。言い換えれば、一括の資本補助＝キャピタルグラントを、個人勘定アカウントの形で受け取るようにする仕組みです。

また、これも類似の制度ですが、ジュリアン・ルグラン(Julian LeGrand)と、デービッド・ナイサン(David Nissan)が、フェビアン協会のパンフレットを

通して、「エースアカウント」(Accumulation on Capital and Education: ACE)の導入を訴えています。これは、相続税を財源として、すべての成人が1万ポンド受け取るというものです。最近の社会調査から、若者が自立できない背景として、自分で家を持つたり借りるための頭金がないことが指摘されています。エースアカウントは、教育のほかにも、住宅資金やベンチャービジネスの初期費用に向けることが可能です。

武川 どちらも返済義務のない一回限りの給付のようですが、給付したら、その後どのようなライフコースを辿ろうと一切関知しない、ということになりますか。

宮本 エースアカウントなどの構想は、給付後も使途は限定されるわけです。教育や住宅に使う機会を逸した場合、年金に投入されることになります。日本でも教育パウチャー論議が一時期ありましたが、ネオ・リベラル的な福祉解体論ととらえられてきました。しかし、このような角度から改めて真剣に議論する価値はあると思います。

武川 ありがとうございます。それについて今詳しく聞き始めると相当な時間が必要となってくると思いますので、残念ですが、ここではやめておきます。小沢さんからは何か付け加えることはありますか。

小沢 宮本さんがおっしゃったホワイトのベーシック・キャピタル的な考え方は、アッカーマンとアルストット(Bruce Ackerman, Anne Alstott)が“The Stakeholder Society”のなかでも展開していますよね。ただ、私としては財源を勤労所得に求めることによって富の源泉としての労働と所得との総体的な関連性は担保した方がいいのではないかと考えていますのでそれらの議論にはやや距離をおきたいところですが、ベーシック・インカムにもいろいろと幅があるということですね。

それと、日本での実現性という点では、ベーシック・インカムの考え方はなじみがなく難しいのかもしれないかもしれません。そういう意味では、ワークフェアと

ベーシック・インカムの「収斂」傾向には注目しています。労働と福祉を結びつけるワークフェア的な考え方は日本でも受け入れられやすいですし、アクティベーション、あるいはワークフェアのサービスインテンシブモデル、そしてベーシック・インカムの参加所得は、生業中心主義・生業帝国主義から脱却し、多様な働き方を実現しようとするところが共通しています。こうして多様な働き方を実現しようという点については、かなりの理解が広がってきていると思います。また、今言ったような労働社会の変化に加えて、家族の変化や環境問題が、その傾向をさらに後押ししていくと思います。そのようにして合意が形成された次の段階に、完全なベーシック・インカムの問題が出てくるのではないのでしょうか。

武川 おっしゃったような、生業以外の働き方、例えば育児や介護といったものを社会的に評価していく仕組みを作っていくという点に関しては、比較的合意が得られやすいと思います。ベーシック・インカムとワークフェアは、この点で収斂することができるでしょう。また、現在の社会保障制度の改革について考える場合も、この点が当面の課題ではないでしょうか。

VI 日本の社会保障制度への提言

ワークフェアと社会保障

武川 時間もだいぶ過ぎてきましたので、少し話題



武川正善

を変えたいと思います。今の話に関して言えば、日本の社会保障システムは、多様な働き方を保障するような形にはなっていませんね。ワークフェア、あるいはベーシック・インカムは、日本の社会保障制度に対してどのようなインプリケーションがあるか、最後に具体的にお話し頂けますでしょうか。

宮本 埋橋孝文さんは、「日本は元々ワークフェアだった」とおっしゃっています。「ワークフェア」という概念の原義との距離関係を意識する必要がありますが、要するに就労しなければ家族賃金が得られず、また、経済政策、雇用政策が福祉政策の代替をしてきたという意味では、相当拡張した概念としての「ワークフェア」であると言えます。しかし、大企業の家族賃金や、公共事業が福祉の代替をするというシステムは崩れ始め、ワークフェア的な改革が蓄積されています。例えば、2003年から施行された雇用保険改革では、就業促進手当が導入されました。児童扶養手当の改革では、勤労給付の妨げにならないように収入と手当の関係が構築し直されるとともに、自立のための活動をしない場合は手当の全部または一部を支給せず、最長5年で手当の一部を支給しなくなるように変わりました。これはアメリカのAFDC改革の影響を強く受けていると思いますが、必ずしもワークファーストモデルを目指しているわけではありません。なぜなら厚生労働省は、雇用の機会を広げるためにさまざまな資金を導入しているからです。これらの車の両輪がうまくかみ合えば、日本の改革はサービスインテンシブモデル、ないしはアクティベーションに向かう可能性はあると思います。

ところが、日本では、企業や業界の場を出たところで就労を支援するという仕組みがきわめて弱かった。もちろん、就労支援のための資金的な手当はされていますが、厚生労働省が創設した助成金の中に十分に使われていないものがあったり、緊急地域雇用創出特別交付金が雇用継続効果を十分に発揮していない等の問題が最近報道されまし

た。要するに、行政の意図にも反して就労の義務づけという制度だけが一方的に突出してしまっている。ミクロな制度改革に加えて、マクロな就労支援制度を構築しないと、ワークファーストモデルに近づいてしまうのではないかと、という懸念を持っています。

武川 年金についても議論したいと思いますが、アクティベーション的観点からすれば、育児や介護期間中の保険料の問題などはどのようにとらえることができますか。

宮本 例えば厚生年金の分割問題を取ってみると、ドイツで分割制度が実現しているのは、妻のアンペイドワークを評価しているからと解釈できます。しかし、日本では「妻の労働」ではなく、「妻の座」を評価する観点から制度設計されているから、遺族年金は手厚い反面、離婚するとアウトになるわけです。今度の年金改革論議は、とりえずアンペイドワークの評価というところから、アクティベーション的な方向に近づいていっているのだと思います。また、在職老齢年金について言えば、高齢者が働くことで損をしないようにしていくことも、ある種のアクティベーション的な方向と言えます。このようなミクロの部分での変更に関しては評価できると思います。

ベーシック・インカムと社会保障

小沢 税制改正との関係で注目したいのは、個人所得課税の見直しということで、まずは配偶者特別控除の廃止に始まって特定扶養控除、老人扶養控除の割増・加算措置の廃止など所得控除に大きな変更が行われようとしていることです。税制調査会は、社会保障の整備が進んだとか男女共同参画社会の形成にとって求められているということをお口にあげていますが、要は「基幹税としての機能の回復」ということで個人所得課税における税収増をねらったもので素直には受け入れることはできないわけですが、ただ、こうした税制における所得控除の

廃止と新たな社会保障給付とを結合する方向を目指していくとするならば、税制と社会保障制度の一本化、統合化を図ろうとするベーシック・インカム構想の実現に一歩近づくとすることができるのではないかと思います。例えば、児童手当ですが、イギリスの児童手当は、「ベーシック・インカムの子どもバージョン」と言われるように、児童扶養控除をなくす代わりに所得制限なしですべての子どもに給付されました。ただ、日本の場合は、給付水準が低く、所得制限があり、事実上は世帯主への支給になっていて、ベーシック・インカムのものではないわけですが、これまでも児童手当の改革が議論されたときには扶養控除をなくして一本化する方向が関心を呼ぶことがありました。児童や高齢者の育児や介護がそれぞれの世帯における扶養を社会化する方向で進められるさいに、所得控除廃止の見返りに諸手当を設けることがあわせて目指されれば、ベーシック・インカムのものが日本で受け入れられる素地が作られていくのではないかと感想を持っています。

武川 対象者が部分的である場合、ベーシック・インカムの定義から逸脱している、ということにはなりませんか。また、社会手当はベーシック・インカムと呼んでいいですか。

小沢 たとえ対象者が限定されていたとしても、必ずしも逸脱ということにはならずベーシック・インカムのものといえるのではないかと思います。ただ、あくまで本流は勤労世代のところで労働と所得とが切り離された所得保障が行われることだと思いますが。また、私は社会手当、イコール、ベーシック・インカムだと考えています。ILO(国際労働機関)が1942年に出した『社会保障への途』で、社会扶助でもなく社会保険でもなく両者の統合の方式として第三の社会手当の途を示唆していたかと思いますが、それはまさしくベーシック・インカムの途を意味していたのではないかと考えています。

武川 児童手当をはじめとする社会手当がベーシック・インカムへの途だとすると、基礎年金も財源調達の方法が変わればベーシック・インカムのものになっていきますね。現在は社会保険方式で運営されていますが、国庫負担の部分が更に増える、あるいは税方式に変わるということになればベーシック・インカムの一種ということになるでしょうか。

さて、予定の時間を大分超過しましたが、有意義な論議ができたと思います。どうもありがとうございました。

(編集:菊地英明)